

事 務 連 絡
令 和 元 年 11 月 6 日

各 都 道 府 県 介 護 保 険 担 当 主 管 部 (局) 御 中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて (その9)

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願ひします。

(令和元年11月1日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新)

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号) 第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号) 第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号) 第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 11 月 6 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 11 月 6 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8		<u>久慈市</u>
9		<u>岩泉町</u>
10		<u>普代村</u>
11		<u>野田村</u>
12		<u>洋野町</u>
13	宮城県	仙台市
14		石巻市
15		塩竈市
16		気仙沼市
17		白石市
18		名取市
19		角田市
20		多賀城市
21		岩沼市
22		登米市
23		栗原市

24		東松島市
25		大崎市
26		富谷市
27		蔵王町
28		七ヶ宿町
29		大河原町
30		村田町
31		柴田町
32		川崎町
33		丸森町
34		亘理町
35		山元町
36		松島町
37		七ヶ浜町
38		利府町
39		大和町
40		大郷町
41		大衡村
42		色麻町
43		加美町
44		涌谷町
45		美里町
46		女川町
47		南三陸町
48	福島県	福島市
49		会津若松市
50		郡山市
51		いわき市

52		白河市
53		須賀川市
54		喜多方市
55		相馬市
56		二本松市
57		田村市
58		南相馬市
59		伊達市
60		本宮市
61		桑折町
62		国見町
63		川俣町
64		大玉村
65		鏡石町
66		天栄村
67		檜枝岐村
68		只見町
69		猪苗代町
70		会津美里町
71		西郷村
72		泉崎村
73		中島村
74		矢吹町
75		棚倉町
76		矢祭町
77		埴町
78		鮫川村
79		石川町

80		玉川村
81		平田村
82		浅川町
83		古殿町
84		三春町
85		小野町
86		檜葉町
87		富岡町
88		川内村
89		大熊町
90		双葉町
91		浪江町
92		葛尾村
93		新地町
94		飯館村
95	茨城県	水戸市
96		日立市
97		土浦市
98		石岡市
99		結城市
100		常陸太田市
101		高萩市
102		北茨城市
103		茨城町
104		大洗町
105		那珂市
106		常陸大宮市
107		大子町

108		神栖市	
109		八千代町	
110		守谷市	
111		つくば市	
112		ひたちなか市	
113		城里町	
114		筑西市	
115		桜川市	
116		笠間市	
117		栃木県	宇都宮市
118			足利市
119			栃木市
120			佐野市
121			鹿沼市
122			日光市
123			大田原市
124	矢板市		
125	那須塩原市		
126	さくら市		
127	塩谷町		
128	那須町		
129	那珂川町		
130	那須烏山市		
131	小山市		
132	下野市		
133	上三川町		
134	茂木町		
135	壬生町		

136	群馬県	前橋市
137		高崎市
138		桐生市
139		太田市
140		館林市
141		藤岡市
142		富岡市
143		安中市
144		神流町
145		南牧村
146		嬭恋村
147		高山村
148		千代田町
149		大泉町
150		邑楽町
151		みなかみ町
152	埼玉県	さいたま市
153		川越市
154		熊谷市
155		川口市
156		秩父市
157		所沢市
158		飯能市
159		本庄市
160		東松山市
161		狭山市
162		深谷市
163		上尾市

164		戸田市
165		入間市
166		朝霞市
167		志木市
168		和光市
169		新座市
170		桶川市
171		富士見市
172		坂戸市
173		鶴ヶ島市
174		日高市
175		ふじみ野市
176		嵐山町
177		小川町
178		川島町
179		吉見町
180		ときがわ町
181		横瀬町
182		皆野町
183		小鹿野町
184		美里町
185		神川町
186		寄居町
187		行田市
188		春日部市
189		長瀬町
190		上里町
191	千葉県	千葉市

		中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
192		館山市
193		鴨川市
194		富里市
195		南房総市
196		山武市
197		大網白里市
198		栄町
199		多古町
200		横芝光町
201		睦沢町
202		鋸南町
203	東京都	墨田区
204		大田区
205		世田谷区
206		北区
207		板橋区
208		練馬区
209		八王子市
210		立川市
211		青梅市
212		府中市
213		昭島市
214		調布市

215		町田市	
216		日野市	
217		福生市	
218		狛江市	
219		羽村市	
220		あきる野市	
221		瑞穂町	
222		日の出町	
223		檜原村	
224		奥多摩町	
225		神奈川県	川崎市
226			相模原市
227			平塚市
228			小田原市
229	茅ヶ崎市		
230	秦野市		
231	厚木市		
232	伊勢原市		
233	海老名市		
234	座間市		
235	南足柄市		
236	寒川町		
237	大井町		
238	松田町		
239	山北町		
240	箱根町		
241	湯河原町		
242	愛川町		

243		清川村
244	新潟県	上越市
245	山梨県	富士吉田市
246		都留市
247		山梨市
248		大月市
249		韮崎市
250		南アルプス市
251		北杜市
252		笛吹市
253		上野原市
254		甲州市
255		市川三郷町
256		早川町
257		身延町
258		南部町
259		富士川町
260		道志村
261		鳴沢村
262		富士河口湖町
263		小菅村
264		丹波山村
265	長野県	長野市
266		松本市
267		上田市
268		岡谷市
269		諏訪市
270		須坂市

271		小諸市
272		伊那市
273		中野市
274		飯山市
275		茅野市
276		塩尻市
277		佐久市
278		千曲市
279		東御市
280		安曇野市
281		小海町
282		南相木村
283		北相木村
284		佐久穂町
285		軽井沢町
286		御代田町
287		立科町
288		青木村
289		長和町
290		富士見町
291		原村
292		辰野町
293		麻績村
294		生坂村
295		坂城町
296		小布施町
297		高山村
298		飯綱町

299		<u>木島平村</u>
300	静岡県	伊豆の国市
301		函南町